

### ③農業

被災農地等の復旧その他経営再開までの支援等				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(2)	(3)	(4)	
項	②	③	⑤	作成年月
目	(i)	(ii)	(x viii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み				
<p>① 地域共同で農地・農業用水等の資源の保全管理や水路等施設の長寿命化のための活動を行う集落を支援。</p> <p>② 被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業負担金について、最大3年間、利子を助成。</p> <p>③ 都道府県や農林水産関係団体等の協力の下、農山漁村被災者受入れ情報システムを利用し農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入情報を被災農家等へ提供。</p> <p>④ 避難先等で耕作放棄地を活用し被災農家等が営農活動を再開する際に、既存の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により支援を実施。</p>				
当面(今年度中)の取組み				
<p>① 引き続き、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動を支援するとともに、農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金(3次補正予算)において、被災した農地周りの水路の補修等を行う集落を支援。</p> <p>② 引き続き、土地改良事業負担金の利子を助成。</p> <p>③ 農山漁村被災者受入円滑化支援事業(3次補正予算)において、受入情報の提供に加え、他の地域へ移転を希望する被災農家等と受入れ可能な農山漁村とのマッチングを行い、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を支援。</p> <p>④ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業(3次補正予算)において、土地条件整備に要する経費相当額の助成を中心に耕作放棄地の再生利用への支援を充実。</p> <p>⑤ 被災土地改良区復興支援事業(3次補正予算)において、被災により経常賦課金の支払いが困難な農家の迅速な営農再開を図るため、土地改良区に対して資金借入れの無利子化や業務書類・機器等の復旧に対して支援。</p>				
中・長期的(3年程度)取組み				
○ 引き続き、地域の実情に応じ、支援を検討。				
期待される効果・達成すべき目標				
<p>○ 被災した農地周りの水路等の補修にきめ細やかに対応して早期復旧を図るとともに、集落を支える広域的な保全管理体制を整備しつつ、農業用施設を長寿命化。</p> <p>○ 被災地から移転した被災農家等の営農継続及び被災地における営農再開までの切れ目のない支援。</p> <p>○ 土地改良区の機能回復及び自立的な業務運営の確保。</p>				

被災農家経営再開支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ 東日本大震災による津波等の影響により、23年度以降の農作物の生産を断念せざるを得なくなった農地等が多く発生。これらの被災農地で経営を再開するためには、ゴミ・礫の除去、農地・水路の補修等を行う必要があり、これらの取組みを共同で行う農業者に対し、経営再開のための支援金を交付することで、復旧作業を支援。</p>		
当面（今年度中）の取組み		
<p>○ 引き続き、復旧作業を行う農業者に対し、経営再開のための支援金を交付。</p>		
中・長期的（3年程度）取組み		
<p>○ 被害の程度が甚大な農地については、災害復旧に数年を要することから、災害復旧事業の進捗状況等を踏まえ、農業者が作付再開できるまで支援。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 平成 26 年度までに、津波等の被害により生産が困難となった農地の 16,000ha の経営再開。</p>		

農業の復旧・復興に向けた金融支援			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		農林水産省
節	(3)	(3)	
項	③	⑧	作成年月
目	(ii)	(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災後直ちに農協等の金融機関に対して償還猶予等の条件変更を要請。</li> <li>○ 平成23年度1次補正予算において、農業者向け災害復旧関係資金について、一定期間実質無利子、無担保・無保証人での貸付が可能となるよう利子助成金等を交付。</li> </ul>			
当面(今年度中)の取組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度3次補正予算において、1次補正予算同様の実質無利子、無担保・無保証人貸付の融資枠の追加に加え、被災地の農業信用基金協会による確実な代位弁済を確保することによる新規融資の円滑化等を措置。</li> </ul>			
中・長期的(3年程度)取組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、いわゆる「復興枠」の中で、平成23年度3次補正予算と同様の実質無利子、無担保・無保証人貸付の融資枠の追加や被災地の農業信用基金協会による確実な代位弁済を確保することによる新規融資の円滑化等を支援。</li> <li>○ 予算措置した施策等が被災地において着実に活用されるように努めるとともに、被災地の復旧・復興の進捗状況を踏まえ、農業経営再建のために必要な資金調達の円滑化を支援。</li> </ul>			
期待される効果・達成すべき目標			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実質無利子、無担保・無保証人貸付等により、資産を失った被災農業者等の復旧・復興の取組のための資金を円滑に融通することが期待できる。</li> <li>○ 平成23年度1次補正予算、3次補正予算において措置した融資枠(830億円)等を目安として被災農業者等の資金調達の円滑化を目指す。</li> </ul>			

農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進						
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所						府省名
章	5 復興施策					農林水産省
節	(1)	(3)	(3)	(3)	(4)	
項	①	③	⑩	⑪	②	作成年月
目	(ii)	(iii)	(ii)	(i)	(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み						
○ 地域におけるバイオマス、小水力等のエネルギー利用に向けた施設整備等を支援。						
当面(今年度中)の取組み						
○ 被災地域の農山漁村において、再生可能エネルギーの導入可能性調査と供給施設の整備。						
○ また、農山漁村において食料生産や国土保全と両立する地域主導の再生可能エネルギーの導入を促進するための制度について検討し、平成 23 年度中に結論を得る。						
中・長期的(3年程度)取組み						
○ 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、農林漁業の振興と農山漁村の活性化を一体的に進める。						
○ 再生可能エネルギーの技術開発を加速するとともに、6次産業化法に基づく計画的な取組に対する支援措置等の活用を通じて、災害に強く、エネルギー効率の高い、自立・分散型エネルギーシステム(スマート・ビレッジ)の形成に向けてモデル導入等を行う。						
期待される効果・達成すべき目標						
○ エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進。						

東日本大震災農業生産対策交付金		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
○ 被災農業者に対する農業生産関連施設の復旧等、農業用機械等の導入等を支援(23年度第1次補正予算)。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、被災農業者に対する農業生産関連施設の復旧等、農業用機械等の導入等を支援する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 新技術の導入、品目転換の実証や契約栽培の促進等を通じて、高付加価値化、低コスト化といった産地の復興に向けた取組みを支援する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 当面、営農活動等が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧することを目標とする。		

被災地域農業復興総合支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
—		
当面（今年度中）の取組み		
○ 平成 23 年度第 3 次補正予算において、市町村が事業実施主体となり、実質負担のない形で農業用施設・機械を整備し、地域の被災農業者に無償貸与等ができるよう措置。		
中・長期的（3 年程度）取組み		
○ 引き続き被災地域の農業用施設・機械の整備について支援。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 被災地域における認定農業者・新規就農者・集落営農組織等の意欲ある多様な経営体の育成・確保。		

農山漁村の6次産業化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ 6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改革に取り組むため、戦略的かつ総合的な助言指導を行う6次産業化プランナーを全国に配置するほか、施設整備の取組に対する支援を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 被災地以外の地域も含めた農林漁業者、食品産業事業者等が連携し、被災地において、①農林漁業者等の雇用、②6次産業化の推進、を行う場合に、農林水産物の生産・加工施設、食品加工工場・販売施設等の整備の支援を実施。</p> <p>○ また、被災地の農林漁業者への新技術導入等により、6次産業化を進める先導的取組に対する支援を実施。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 農林漁業者にアドバイスを行う専門家の育成強化を図るとともに、多様な人材によるサポート体制の構築、施設整備の支援等とあわせて6次産業の市場規模を拡大。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 5年間で全国の6次産業の市場規模を現行(1兆円)から3倍(3兆円)に拡大。</p>		



環境保全型農業の取組推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)-(イ)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ 平成 23 年度から、化学肥料及び農薬の5割低減とセットで地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を実施。また、23 年度に限り、農地・水・環境保全対策において共同活動を実施している地区において、化学肥料及び農薬を5割低減する取組みを支援する「先進的営農活動支援交付金」を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 「環境保全型農業直接支払交付金」及び「先進的営農活動支援交付金」について、被災地の状況を踏まえ、申請期限を6月末から2ヶ月延長。また、申請のあった7,911件(うち岩手・宮城・福島は536件)に対し、今後円滑に交付を開始できるよう現在審査中。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 環境保全型農業直接支援対策(23年度～27年度)の実施等を通じ、被災地における環境保全型農業の推進を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ エコファーマーの認定件数の維持・拡大 (平成 23 年3月末現在のエコファーマー認定件数(全国):212,053 件)</p>		

地域農業経営再開復興支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)-(ロ)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災で被害を受けた地域においては、平成 23 年度第1次補正予算の被災農家経営再開支援事業で設立された復興組合により、ゴミ・礫の除去や農地の補修等、経営再開に向けた復旧作業が進められてきた。</li> <li>○ 現在、このような取組と平行し、地域農業の本格的な復興を図るため、農家同士が復興後の地域農業のあり方や復興後の地域農業の中心となる経営体の確保等について徹底した話し合いを進める段階に至っている。</li> <li>○ このため、津波被害を受けた 50 市町村を対象として、復興組合等をベースとした集落での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランの作成と農地集積等の支援を行うため、平成 23 年度第3次補正予算で地域農業経営再開復興支援事業を措置。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象となる津波被害を受けた 50 市町村の概ね半数程度の集落が、集落での話し合いを開始する。集落での合意形成が図られた場合には、経営再開マスタープランを作成(復興後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体を決定)し、当該プランの実現に向けた農地集積等の取組を総合的に実施。</li> </ul>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 24 年度中を目途に、すべての市町村で経営再開マスタープランを作成し、復興後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体を決定。マスタープランの作成後は、地域の中心となる経営体への農地集積の取組、経営再開に向けた経営能力向上の取組及び農業法人等が被災農業者を雇用し研修する取組(被災者向け農の雇用事業)等を推進。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業対象の全市町村(50 市町村)において経営再開マスタープランを作成し、復興後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体を決定。当該プランに基づき、農地集積の取組や被災者向け農の雇用事業等の取組を実施し、地域の中心となる経営体を核とした地域農業の復興を実現。</li> </ul>		

農業と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)-(ハ)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
—		
当面（今年度中）の取組み		
○ 平成 23 年度第 3 次補正予算において、農村高齢者に新たな活動・就労の場を提供する観点から、農村高齢者による技術指導の下で仮設住宅入居者等が農作業を行う取組を支援。		
中・長期的（3 年程度）取組み		
○ 引き続き農と福祉の連携の取組を推進。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 農と福祉の連携により農村高齢者の新たな活動・就労の場を提供することが期待でき、本事業においては、農作業指導を行った農村高齢者等のうち、満足した者の割合が 7 割となることを目標。		

復興ツーリズムなど地域資源を活かした被災地における交流の推進					
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所					府省名
章	5 復興施策				農林水産省
節	(3)	(3)	(3)	(3)	
項	③	③	⑥	⑥	作成年月
目	(iii)-(ハ)	(vi)	(ii)	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み					
○ 東日本大震災後、平成 23 年度に創設した「食と地域の交流促進対策交付金」を活用し、農業経営の多角化などに向け、豊かな地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムなどの取組を支援しているところ。					
当面(今年度中)の取組み					
○ 第3次補正予算において「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業」を創設し、東日本大震災を契機に重要性が再認識された『人と人の絆』を活かし、農業経営の多角化などに向け、豊かな地域資源を活かした復興ツーリズムやグリーン・ツーリズムなどの取組を支援するとともに、被災農山漁村における国民各層によるボランティア参加を促進するため、ボランティア希望者と被災農山漁村におけるニーズのマッチングを支援する方針。					
中・長期的(3年程度)取組み					
○ 農業経営の多角化などに向け、豊かな地域資源を活かした復興ツーリズムやグリーン・ツーリズムなどの取組を支援するとともに、国民各層による農山漁村におけるボランティア参加を促進するため、ボランティア希望者と農山漁村におけるニーズのマッチングを支援し、『人と人の絆』を拡げていく方針。					
期待される効果・達成すべき目標					
○ 「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業」全体で、平成 25 年度までに集落型の経済活動を 20 億円創出するとともに、平成 23 年度中にボランティア参加人数を4万人創出。					

被災地の復興のための先端技術展開事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iv)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
○ 農林水産省と宮城県及び岩手県との間で、大規模実証研究の進め方について打合せ及び AI(アグリインフォマティクス)に関連する基礎的研究を実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 第3次補正予算により、被災地域内に研究・実証地区を設定し、大規模実証研究に着手。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 生産・加工等に係る大規模実証研究を実施。また経営体単位での技術の導入効果を分析し、結果を全国に発信、成果を普及。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 平成 29 年度までに、生産コスト半減または収益率2倍の技術体系を確立することにより、先端技術を用いた被災地の農林水産業の復興を支援。		

再編強化法に基づく金融支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(v)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
○ 農漁協系統金融機関による活用の積極的な検討を促すために、農漁協系統金融機関及び被災県等関係者と意見交換を実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、再編強化法の特例措置について、農漁協系統金融機関による活用の積極的な検討を促すとともに、申請があった場合には適切に対応。		
○ 特例措置に基づき資本増強した農漁協系統金融機関については、復興に資する方策等が記載された信用事業強化計画の履行状況のフォローアップを実施。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 引き続き、再編強化法の特例措置について、農漁協系統金融機関による活用の積極的な検討を促すとともに、申請があった場合は適切に対応。		
○ 特例措置に基づき資本増強した農漁協系統金融機関については、復興に資する方策等が記載された信用事業強化計画の履行状況のフォローアップを実施。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 農水産業協同組合貯金保険機構と農漁協系統金融の支援法人が一体的に資本増強を支援することにより、農漁協系統金融機関が東日本大震災の被災農漁業者の経営再開・再建への円滑な資金供給等地域における金融仲介機能を適切に発揮するとともに、被災地域の復旧・復興に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献。		
○ 信用事業強化計画に掲げられた施策の実施状況については、半期毎の信用事業強化計画の履行状況報告において、実績計数を含めて報告・公表する枠組みとなっている。		

飼料の安定供給対策の推進				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(3)	(4)		
項	③	⑤		作成年月
目	(vi)	(xii)		平成 23 年 11 月
これまでの取組み				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不測の事態にあっても、飼料を畜産農家に安定的に供給できるよう、一定数量の飼料用穀物を備蓄。</li> <li>○ 東日本大震災では、東北地方の配合飼料工場が被災し、配合飼料の供給がひっ迫したため、備蓄穀物を放出し、他地域で増産した配合飼料を東北地方へ輸送。</li> </ul>				
当面(今年度中)の取組み				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時にも畜産農家に飼料を安定的に供給できる水準の飼料用穀物の備蓄数量を確保。</li> <li>○ 飼料の安定供給対策(例:配合飼料の保管体制、緊急時の相互融通体制の構築、災害対応の強化等)のあり方について、生産者団体や飼料メーカー等と意見交換。また、飼料メーカーに対して、事業継続計画の策定、見直しの検討を促す。</li> </ul>				
中・長期的(3年程度)取組み				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時にも畜産農家に飼料を安定的に供給できる水準の飼料用穀物の備蓄数量を引き続き確保。</li> <li>○ 上記の意見交換の結果を踏まえ、生産者団体や飼料メーカー等に対し、例えば、配合飼料の保管数量の拡充、広域的相互融通体制の構築等、飼料の安定供給体制を強化するための民間レベルでの取組みについて計画的な実施を促す。</li> </ul>				
期待される効果・達成すべき目標				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災では、備蓄穀物の放出による原料確保により、他地域から配合飼料を輸送し、東北地方の家畜の餓死を抑制。しかし、配合飼料の到着までに1週間以上を要したことから、一部の家畜の餓死、制限給餌による畜産物の価値下落等の影響が発生。</li> <li>○ この経験を踏まえ、引き続き飼料用穀物の備蓄により原料の安定供給を確保するほか、生産者団体や飼料メーカー等の自主的な取組みを強化することにより、供給途絶の場合でも、家畜に対する影響が緩和され、被災地の畜産業の存立基盤の確保や消費者に対する畜産物の安定供給が図られる。</li> </ul>				

被災地産農林水産物の消費拡大			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		農林水産省
節	(3)	(3)	
項	①	③	作成年月
目	(iii)	(vii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地の農林水産物等を積極的に消費することによって、被災地の復興を応援するため、「復興アクション」キャンペーンとも連携しつつ、「食べて応援しよう！」をキャッチフレーズとした取組を展開。</li> <li>○ 食品フェア等により「食べて応援しよう！」に賛同した取組数は（4月15日～10月31日）で181件。</li> </ul>			
当面（今年度中）の取組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの取組を継続するとともに、被災地等で生産された農林水産物等が、風評に惑わされることなく国民に選択されるよう、消費拡大に向けたPRを実施。</li> </ul>			
中・長期的（3年程度）取組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中長期的にわたって、「食べて応援しよう！」等に取り組み、その中で、被災地等で生産された農林水産物の消費拡大に貢献した企業等に対し、感謝状の授与を行うなどの仕組みを検討。</li> </ul>			
期待される効果・達成すべき目標			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地等における農林水産物の出荷額を震災発生前と同水準に回復。</li> </ul>			



「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	③農業	作成年月
目	(vii) 今回の震災・原発事故の被害を受けた被災地をはじめとした我が国の農林水産物等の紹介等を行い、我が国の農林水産物の信認回復と日本ブランドの再構築を図る。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>3月以降、東日本大震災による被害を受けた地域の復興・振興を目的として農林水産物やその加工品等の地域産品のPR・販路開拓等のためのイベントを開催。</p> <p>また、商工業の技術やノウハウを活用した先端的な農林漁業のイベントについて、農林水産省等の関係省庁や民間団体等と打ち合わせを行うなど、開催のための検討を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・復興に向けた農商工連携活性化支援事業(3次補正)</p> <p>東京周辺の会場において、商工業の技術やノウハウを活用した先端的な農林漁業(農商工連携)の姿を再現・展示することにより、国内外の生産者、消費者及び産業界に対し、復興に向け、農商工連携等の「日本発の次世代型農林漁業」の普及・啓発を行う。</p> <p>また、海外の農業関係の要人等を招いたフォーラムを開催し、農商工連携等の次世代型農林漁業による農林水産物・加工品の食味・品質・安全性等のPRを行い、海外への販路拡大を図る。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>本事業の成果を次年度以降開催される民間イベント等に還元していき、恒常的な農林漁業普及イベントとして定着を図ることで、農林水産物等における日本ブランドの再構築を目指す。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・復興に向けた農商工連携活性化支援事業(3次補正)</p> <p>事業実施による集客人数 6万人</p>		